平成２０年（フ）第１０８号
福井市丸山１丁目210番地
破産者　株式会社クリスタル
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第５３２号
静岡県浜松市中区高丘東４丁目１番３号
破産者　有限会社加納建築店
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第５３３号
静岡県浜松市西区大平台２丁目48番18号
破産者　れいくうえすと株式会社
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４７６号
名古屋市千種区池下１丁目６番20号
破産者　株式会社Mカンパニー
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５４９号
名古屋市北区福徳町６丁目18番地
破産者　株式会社志水建築
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１８７４号
神戸市兵庫区塚本通５丁目２番11号
破産者　有限会社石木食品
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第６２０号
兵庫県姫路市千代田町823番地の２
破産者　黒田印刷株式会社
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１号
兵庫県加古川市加古川町大野1530　加古川刑務所内、住民票上の住所大阪市西区南堀江１丁目19番11―802号
破産者　中林　　晃
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９号
広島市中区大手町３丁目１番３号
破産者　株式会社フォレスト
1　決定年月日　平成21年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２２２号
北海道室蘭市白鳥台２丁目21番２号
破産者　高橋　泰一
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１号
北海道小樽市幸３丁目32番13号
破産者　有限会社岩木建設
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２０年（フ）第１３２９号
東京都八王子市片倉町720番地の１
破産者　有限会社コクブ薬品
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第１３３０号
神奈川県相模原市相模原３丁目７番26―405号
破産者　國分　英利
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第１３３１号
神奈川県相模原市相模原３丁目７番26―405号
破産者　國分瑠惠子
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３４０号
東京都調布市国領町４丁目14番地９ＤＥＵＸ・ドルセーメゾン105
破産者　奥　　栄明
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第２２００号
神奈川県高座郡寒川町大蔵880番地
破産者　有限会社葵建材社
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５４０号
神奈川県茅ヶ崎市松林２丁目10番36号
破産者　有限会社茅ケ崎防水工業
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３８号
岐阜県中津川市中津川3070番地の２
破産者　**荒**尾　祐司
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２２号
三重県伊勢市河崎３丁目11番６号
破産者　株式会社山崎建設
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第２６号
三重県伊勢市河崎３丁目11番６号
破産者　山﨑　達男
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２０年（フ）第６９４号
奈良市中山町200番地の18、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区天神橋２丁目５番25号
破産者　プラン株式会社
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１７９号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼3566番地22
破産者　有限会社イトウ厨房
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部